

岩手県告示第227号

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和35年岩手県告示第1136号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事	建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事
1～3 [略]	[略]	[略]	1～3 [略]	[略]	[略]
	胆沢郡	[略]		胆沢郡、 <u>西磐井郡</u>	[略]
	和賀郡	<u>県南広域振興局土木部 北上土木センターに勤務する建築主事</u>		<u>遠野市、和賀郡</u>	<u>県南広域振興局土木部 花巻土木センターに勤務する建築主事</u>
	<u>遠野市</u>	<u>県南広域振興局土木部 遠野土木センターに勤務する建築主事</u>			
	<u>西磐井郡</u>	<u>県南広域振興局土木部 一関土木センターに勤務する建築主事</u>			
	上閉伊郡	[略]		上閉伊郡、 <u>下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	[略]
	<u>下閉伊郡のうち 山田町</u>	<u>沿岸広域振興局土木部 宮古土木センターに勤務する建築主事</u>			
	<u>下閉伊郡のうち 岩泉町、田野畑村</u>	<u>沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センターに勤務する建築主事</u>			
	大船渡市、陸前高田市、気仙郡	[略]		大船渡市、陸前高田市、気仙郡	[略]
	久慈市、 <u>下閉伊郡のうち普代村、九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）</u>	[略]		久慈市、 <u>下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町及び野田村</u>	[略]
二戸市、 <u>二戸郡、九戸郡のうち軽米町、九戸村</u>	[略]	二戸市、 <u>九戸郡のうち軽米町及び九戸村、二戸郡</u>	[略]		

前項の建築物 等のうち建築基 準法第97条の2 第1項の規定に 基づき建築主事 を置く市町村の 長が特定行政庁 となる建築物等 を除いたもの	奥州市	[略]
	花巻市	[略]
	<u>北上市</u>	<u>県南広域振興局土木部</u> <u>北上土木センターに勤</u> <u>務する建築主事</u>
	<u>一関市</u>	<u>県南広域振興局土木部</u> <u>一関土木センターに勤</u> <u>務する建築主事</u>
	釜石市	[略]
	宮古市	<u>沿岸広域振興局土木部</u> <u>宮古土木センターに勤</u> <u>務する建築主事</u>

前項の建築物 等のうち建築基 準法第97条の2 第1項の規定に 基づき建築主事 を置く市町村の 長が特定行政庁 となる建築物等 を除いたもの	<u>一関市、奥州市</u>	[略]
	花巻市、 <u>北上市</u>	[略]
	<u>宮古市、釜石市</u>	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。